

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他： 11件

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考                          |
|-----|-----|---|------|-----------------------------|
| 1   | 1号機 | 補助海水系ポンプ出口ストレーナ（B）の均圧入口弁及び均圧弁にシートリークが認められたため、当該弁（計2台）を点検・修理                   | D    |                             |
| 2   | 2号機 | 主タービンバイパス弁用ドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理                               | D    |                             |
| 3   | 3号機 | 所内ボイラ用給水タンクのドレン弁及びオーバーフロー配管のドレン弁に詰まりの可能性が認められたため、当該弁（計2台）を点検・修理               | D    |                             |
| 4   | 3号機 | 所内ボイラ給水ポンプ（A）の軸を手廻ししたところ、軸が廻らなかったため、当該ポンプを点検・修理                               | D    |                             |
| 5   | 4号機 | 廃棄物地下貯蔵設備建屋の換気空調系外気処理装置の電気ヒーター用端子箱内ケーブル解線作業において、端子が地絡し、制御盤内のヒューズが溶断したため、対応検討  | C    |                             |
| 6   | 4号機 | 主復水器（A-1・A-2）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（2本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工           | D    |                             |
| 7   | 4号機 | 非常用ディーゼル発電機（A）スチームドレンサンプポンプ出口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理                    | D    |                             |
| 8   | 5号機 | 復水器真空破壊弁開口部よりシール水が溢れ、タービン建屋地階復水器東側の床面に水溜り（約110リットル、汚染なし）が認められたため、当該床面を拭き取り・清掃 | C    |                             |
| 9   | 6号機 | 所内ボイラ（B）押込通風機が過負荷により自動停止したため、当該通風機を点検・修理                                      | D    |                             |
| 10  | その他 | 水処理設備排水処理装置中和ポンプ（A）メカニカルシール部より水のリーク（1秒に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理                | D    |                             |
| 11  | その他 | 見学者案内を行っていた当社社員（4名中、1名）が、使用済燃料輸送容器保管建屋（放射線管理区域）に警報付個人線量計を携帯せずに入域したため、今後、原因を調査 | C    | 10月30日<br>公表済<br>(PDF104KB) |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                 | 主な具体例  |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>  |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>   |
| その他  | 上記以外の不適合事象                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>   |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで